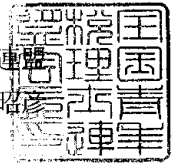




平成 26 年 6 月 20 日

与党税制協議会 御中

全国青年税理士連盟
会長 坂井 昭



「消費税の軽減税率に関する検討について」に対する意見書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約 3,000 名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

この度、消費税の軽減税率に関する検討について、国民に広く意見を聞きながら検討する必要があるとの貴会の意見募集に対し、納税者と密接に関わる立場から、意見を申し述べさせていただきます。

当連盟では、消費税には本質的な部分に欠陥があるため、安易に税率を引き上げ基幹税とするべきではないことを訴え続けております。我々が問題とする理由の一つに逆進性の問題があり、その逆進性対策として検討されているのが軽減税率であると思われま。しかし、以下に記載の通り、軽減税率導入により様々な過度の事務負担を納税者に課すこととなり、また線引きの不公平などの問題も内包しています。

消費税の軽減税率導入は、税制の基本原則である「公平・中立・簡素」のいずれにも沿わない制度と考えられるため、何ら国民のためにならないことを強く主張し、反対いたします。

以下、「消費税の軽減税率に関する検討について（平成 26 年 6 月 5 日 自由民主党・公明党（与党税制協議会）」において記載されている「線引き例と財源について」「区分経理について」「簡易課税とマージン課税について」の各項目につき当連盟の意見を申し述べます。

1. 「線引き例と財源について」

軽減税率の対象分野を選定する判断基準は「生活必需品かつ多頻度購入」とされている。これは所得の多寡にかかわらず全国民に共通して生活上必然的に消費する部分について税を軽減するという発想であると思われるが、高所得者も低所得者も同じく負担が軽減されるのであれば、逆進性の緩和にはならないのではないかという疑問も生ずる。わが国の消費税のように事業者に課税される間接税の形態を取る限りは、本来、負担の軽減をすべき低所得者への手当を行おうとしても、物品そのものに対する軽減しかできず、逆進性を緩和する消費税の構築は不可能と思われる。また、生活上必然的に消費する部分の金額について税を軽減するのであれば、軽減税率など導入せず、その金額を合理的に算定し、国民全員に一定額を給付すればそれで足りるものと思われる。

さらに言えば、既に例として挙げられている飲食料品という限られた議論だけでも、解決しがたい線引きの問題が存在している。まして、これを生活必需品として飲食料品以外

の品目に広げた場合には、明確な線引きなど区分することは現実的に不可能であると言わざるを得ない。

以上の通り、軽減税率は新たな不平等・不公平を生み出し、税を複雑化させ、経済取引を非効率にするだけであり、百害あって一利なしである。

また、財源については、すべての飲食料品に限った状態でも、1%あたり6600億円の税収減と試算されているが、飲食料品以外の品目に広げて検討した場合には、軽減税率を適用しない場合の税収から激減することは明白である。その場合には、生活必需品に該当しない品目について、さらに標準税率を引き上げることが予想される。そうなれば、線引きが重大な課税格差を生み、その判断をする者に巨大な利権が発生するなどの新たな問題が惹起されることも当然に懸念される。

2. 「区分経理について」

上記1で述べた通り、軽減税率の導入は逆進性の緩和に効果がないだけでなく、新たな問題を生み出す恐れがあるため反対である。さらに言えば、区分経理について、貴会提供資料A～D案のいずれにおいても、事務負担が増加することは言うまでもなく、制度がいたずらに複雑化されるだけである。

3. 「簡易課税とマージン課税について」

上記2と同様に、軽減税率の導入は逆進性緩和に効果がないだけでなく、この項目で検討されている通り、消費税をいたずらに複雑化させるだけである。

連絡先： 全国青年税理士連盟 事務局

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン401号

電話：03-3354-4162 メール：zensei@khaki.plala.or.jp